

平成19年6月20日制定

平成21年10月30日改正

平成23年3月9日改正

平成28年7月7日改正

建築士事務所の監督処分基準

1 基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第1項又は第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分等（処分及び文書による注意をいう。）を行うこと。

2 処分等の基準

建築士事務所の処分等は、別表第1の基準により行うこと。ただし、過去に処分等（文書による注意にあつては、2年を経過しないものに限る。）を受けた建築士事務所の開設者に対しては、別表第2の基準により処分等を行うこと。

3 処分等に伴う措置

- (1) 建築士事務所の開設者に対して処分等を行うに当たっては、本人（法人である場合は、その代表者）又は管理建築士を出頭させ、処分等の理由を具体的に指摘して、今後不適切な行為のないよう厳に説諭すること。
- (2) 建築士事務所の開設者に対して戒告以外の処分を行った場合は、当該処分に対する違反がないよう監視し、登録の取消しにより無登録となった建築士事務所が設計等を業として行った場合は、告発すること。

4 公告等

処分等を行った場合は、法第26条第4項において準用する第10条第5項の規定に基づき建築指導課のホームページへの記載により公告すること。

5 施行期日等

この基準は、平成28年7月7日から施行する。ただし、この処分基準の施行の前日に生じた事由による監督処分については、なお従前の例による。

別表第1

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
法第26条第1項の各号に該当するとき。	登録の取消し
<p>法第26条第2項の各号に該当するとき。</p> <p>1 第1号に該当するとき。</p> <p>2 第2号に該当するとき。</p> <p>(1) 法第23条の4第2項第1号に該当するとき。</p> <p>(2) 法第23条の4第2項第2号又は第3号に該当するとき。</p> <p>3 第3号に該当するとき。</p> <p>4 第4号に該当するとき。</p> <p>5 第5号に該当するとき。</p> <p>6 第6号から第8号までに該当するとき。</p> <p>7 第9号に該当するとき。</p> <p>(1) 閉鎖命令に違反したとき。</p> <p>(2) 法第26条の2第1項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき。</p> <p>8 第10号に該当するとき。</p>	<p>→閉鎖 ※建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じて、戒告等を行うこともある。</p> <p>→登録の取消し ※建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じて、閉鎖等を行うこともある。</p> <p>→(1)に準じた処分</p> <p>→閉鎖 ※建築士事務所の開設者である建築士に対して行われる懲戒処分に準じて、戒告等を行うこともある。</p> <p>→管理建築士に対して行われた懲戒処分に準じた処分を基本とし、当該処分に係る行為について、管理建築士の責務との関係や当該建築士事務所における位置付けを勘案して、文書による注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し</p> <p>→所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して、文書による注意、戒告又は閉鎖</p> <p>→戒告又は閉鎖</p> <p>→登録の取消し</p> <p>→戒告又は閉鎖</p> <p>→文書による注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し</p>

備考

- 2以上の処分事由に該当する行為があった場合は、最も処分等の程度が重いと考えられる行為につき相当である処分等を適宜加重して処分等を行うこと（例えば、文書による注意の場合は戒告とし、戒告の場合は閉鎖とし、閉鎖の場合は閉鎖期間の延長又は登録の取消しとする等。）
- 違反の結果が重大であるとき（違反により、建築物の倒壊、破損が生じた場合又は人の死傷が生じた場合）は、適宜加重して処分を行うこと。
- 法第26条第2項第10号の「業務に関し不正な行為をしたとき」とは、建築士事務所の開設者がその業務に関する契約を有責に履行せず、依頼主に損害を与えた場合等である。

別表第2

処 分 事 由	処 分 等 の 基 準
<p>1 別表第1の基準により文書による注意が相当であるとき。</p> <p>(1) 過去に一度処分等を受けているとき。</p> <p>(2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。</p>	<p>→戒告</p> <p>→閉鎖</p>
<p>2 別表第1の基準により戒告が相当であるとき。</p> <p>(1) 過去に一度処分等を受けているとき。</p> <p>(2) 過去に二度以上処分等を受けているとき。</p>	<p>→3月以内の閉鎖</p> <p>→3月以上1年以内の閉鎖又は登録の取消</p>
<p>3 別表第1の基準により閉鎖が相当であるとき。</p>	<p>→相当である閉鎖期間に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録の取消し</p>
<p>4 別表第1の基準により登録の取消しが相当であるとき。</p>	<p>→登録の取消し</p>